

< 労災保険率表（抜粋） >

事業の種類の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000 分の 103
	32	道路新設事業	1000 分の 15
	33	舗装工事業	1000 分の 11
	34	鉄道又は軌道新設事業	1000 分の 18
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000 分の 13
	38	既設建築物設備工事業	1000 分の 14
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000 分の 9
	37	その他の建設事業	1000 分の 19
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000 分の 6.5
	65	たばこ等製造業	1000 分の 5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1000 分の 4.5
	44	木材又は木製品製造業	1000 分の 15
	45	パルプ又は紙製造業	1000 分の 7
	46	印刷又は製本業	1000 分の 4.5
	47	化学工業	1000 分の 5
	48	ガラス又はセメント製造業	1000 分の 7.5
	66	コンクリート製造業	1000 分の 14
	62	陶磁器製品製造業	1000 分の 18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1000 分の 26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000 分の 7
	51	非鉄金属精錬業	1000 分の 8.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000 分の 7.5
	53	鋳物業	1000 分の 19
	54	属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000 分の 11
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000 分の 7.5
	55	めっき業	1000 分の 6
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000 分の 6.5
	57	電気機械器具製造業	1000 分の 3.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000 分の 5
	59	船舶製造又は修理業	1000 分の 23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000 分の 3
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000 分の 4	
61	その他の製造業	1000 分の 7.5	

事業の種類の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	1000 分の 60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000 分の 32
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000 分の 41
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石炭鉱業	1000 分の 87
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000 分の 30
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000 分の 6.5
	25	採石業	1000 分の 70
	26	その他の鉱業	1000 分の 24
運送業	71	交通運輸事業	1000 分の 5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000 分の 11
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000 分の 12
	74	港湾荷役業	1000 分の 17
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事	1000 分の 3.5
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1000 分の 12
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000 分の 13
	93	ビルメンテナンス業	1000 分の 6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000 分の 7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000 分の 3
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000 分の 4
	99	金融業、保険業又は不動産業	1000 分の 3
	94	その他の各種事業	1000 分の 3
	90	船舶所有者の事業	1000 分の 50

< 雇用保険率表 >

	保険料率	事業主負担分	従業員負担分	備考
一般の事業	1000 分の 15.5	1000 分の 9.5	1000 分の 6	
農林水産の事業・ 清酒製造の事業	1000 分の 17.5	1000 分の 10.5	1000 分の 7	牛馬育成、酪農、養鶏または養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業は一般の事業の保険率を適用
建設の事業	1000 分の 18.5	1000 分の 11.5	1000 分の 7	